

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○平成30年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課）	1
○公共測量の実施の通知（3件）（用地対策課）	1
○公共測量の終了の通知（" "）	1
○道路の区域変更（4件）（道路課）	1
○道路の供用開始（" "）	2

告 示

高知県告示第849号
自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

- 平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直
- 男子及び女子（平成31年3月及び4月採用予定）
 - 募集期間
随時（最終期限は、平成30年12月7日（金））
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成30年12月8日 （土）	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第850号
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項

の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。
平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 届出事項
 - 発起人の住所及び氏名
須崎市 奥崎 幸則
" 橋田 哲臣
" 西村 光博
 - 加入区の名称
大谷加入区
 - 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大谷漁業協同組合
- 指定漁船調書の縦覧
 - 縦覧期間
平成30年11月2日から同月16日まで
 - 縦覧場所
大谷漁業協同組合

高知県告示第851号
高知地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年9月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
平成30年9月18日から平成31年2月28日まで
- 作業地域
高知市竹島町及び南竹島町並びに百石町四丁目、南ノ丸町及び六泉寺町の各一部地区

高知県告示第852号
南国市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年10月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（デジタル航空写真撮影、写真地図作成）
- 作業期間
平成30年10月3日から平成31年2月28日まで

3 作業地域
南国市、香美市域（共同撮影）
高知県告示第853号
香美市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年10月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量（写真地図作成）
- 作業期間
平成30年10月3日から平成31年2月28日まで
- 作業地域
香美市

高知県告示第854号
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から平成30年8月高知県告示第649号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年8月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第855号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成30年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成30年11月2日
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安田東洋
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
安芸郡安田町小川字カチバ13番1から安芸郡安田町船倉字エゴ646番1まで	前	5.6 ） 29.6	1,145
	後	5.6 ） 29.6	1,145
		8.7	

	B	44.8	747
--	---	------	-----

高知県告示第856号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市僧津字四反田952番12から 安芸市僧津字八反地950番2まで	前	10.0 12.5	219
	後	A	10.0 12.5
B		8.5 9.5	190

高知県告示第857号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		4.2	

南国市下末松字辺路石290番1から 南国市下末松字武八西138番1まで	前	9.9	94
	後	7.5 24.2	94

高知県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 重倉笠ノ川
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市白木谷字椎ノ木ヶ佐古192番6から 南国市白木谷字東汗山21番1まで	前	3.4 9.7	45
	後	6.8 14.3	43

高知県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年11月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安芸物部
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市僧津字四反田952番3から	190	平成30年11月2日

安芸市僧津字八反地950番5まで		日
------------------	--	---